

平成29年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年3月13日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子
	3番	山寄	幸臣	4番	田中	豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝
	11番	宮本	彰太郎			

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	前田	智	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 西尾 良仁 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 7番 河村 久雄 8番 田中 正則
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用について
農地法施行規則該当転用届書について
- 第3 議案第1号 非農地証明について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について
- 第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第7 議案第5号 平成30年度農作業標準賃金の決定について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席者は、農業委員はなし。農地利用最適化推進委員は 2 名です。</p> <p>現在出席者数、農業委員 14 名です。全員出席ですので、平成 29 年度第 12 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7 番 河村 久雄委員、8 番 田中 正則委員にお願いします。</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが私からは、先ほど挨拶でもいいましたのでありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局よりお願いします。
事務局	<p>報告を 4 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>資料をご覧ください。報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 4 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 7 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3 件の該当事業がありました。県、町との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長、八頭町長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 1 件です。200㎡未満の農業用倉庫です。農振農用地協議済みであり内容も問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 非農地証明につきまして審議を行います。受付番号 5-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第1号 非農地証明についてですが、これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号 5-1 について説明します。

土地の所在地 池田地内 1筆 登記地目 畑 現況地目 原野
面積 302 m²です。

場所につきましては、議案書の2ページから4ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和30年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野化しているとの申請書の提出がありました。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっておりましたが、3月7日に現地調査を行ったところ、既に資材を搬入されていました。

本人に確認したところ農地法を理解しておらず、非農地証明前に事前着工され資材置き場に変更してしまったとのことです。本人も反省され、顛末書の提出をされております。

現地確認を山嵯委員、横山会長、井上推進委員にお願いしました。

議長（会長）

この件につきましては、3番山嵯委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山嵯委員

事務局の説明と重複するところもありますが、報告をいたします。

この度、非農地申請を提出された農地ですが、私都川右岸と谷川に挟まれ、かつ隣接地も原野状態であり昭和30年頃から耕作はされておらず、昨年の農地パトロール時もそうでしたが、平成29年中は竹と雑木が繁茂する原野状態でした。

先日、3月7日に現地調査を、事務局、横山会長、井上推進委員と私とで行ったところ、申請地には古材からなる建築資材が搬入されていました。申請者に対し、非農地申請からこの状態に至る経緯説明を求めたところ、「息子が非農地申請の提出と同時に資材置場として利用できるものと思い込み搬入してしまった。全て私の監督不行き届きで大変申し訳ない事をしてしまいました。」とのことでした。

本来ならば、農業委員会からの非農地証明を受けてから資材置場に供すべきところ、農地法を良く理解しておらずに建築資材を搬入してしまったとの事でしたので、申請者に対し農業委員会にこの件に関する顛末書の提出を求めるとともに、今後は農地法を遵守し違反行為をしないよう指導しました。申請者も十分に反省していました事を申し添え報告といたします。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
事務局	事務局としましても、鳥取県農業会議の指導を仰いだところですが、元から違反転用であれば問題だが、県の見解は、昨年の非農地の状況が分かっているのであれば、本来は良くないが、申請地は山裾の離れている農地であることもあり非農地で問題ないのではないかとのご指導をいただいています。
議長 (会長)	事務局で補足説明をしていただきましたが、質問意見はありませんか。 昨年の農地パトロールでは原野化していたことは確認されていたので、状況が突然変更し非常に説明しにくい状況でありましたが、鳥取県農業会議にも照会されており、事務局の説明のとおりのご指導をいただいています。各委員の判断は承認していただけるかということですか。どうでしょうか。
河村委員	非農地で問題ないのではないのでしょうか。
議長 (議長)	その他質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	その他意見が無いようですので、受付番号 5-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 5-1 について申請どおり決定いたします。 以上で議案第 1 号 非農地証明について審議を終わります。 続きまして日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から平成 30 年 2 月 27 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の 5 ページから 11 ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規 8 件、更新 30 件 合計 38 件です。 面積は田 79,965 m ² 、畑 26,336 m ² 合計 106,301 m ² です。

中間管理事業分としては新規 14 件、更新 23 件、合計 37 件です。
面積は田 113,145 m²、畑 5,000 m² 合計 118,145 m²です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 200-1 から 235-36 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要な方はお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、通常の利用権設定 受付番号 200-1 から 235-36 について申請どおり決定します。

続きまして受付番号 236-37 ですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長） それでは受付番号 236-37 について審議を行います。
この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 236-37 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。

（関係委員入室）

議長（会長） 続きまして受付番号 237-38 ですが、本案件は関係委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 (会長) それでは受付番号 237-38 について審議を行います。
この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 237-38 について申請どおり決定
します。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長 (会長) 続きまして中間管理事業分 受付番号 197-1 から 233-37 について
審議を行います。
この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 197-1 から
233-37 について申請どおり決定します。

以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を
終了します。

続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案につ
いて審議を行います。整理番号 229-1 から 241-13、242-14 は別審議
とし 243-15 から 267-39 について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号農用地利用配分計画案について説明します。
八頭町長より平成 30 年 2 月 27 日付けで農用地利用配分計画案に
ついて意見を求められているものです。
整理番号 229-1 から 241-13、243-15 から 267-39 について説明し
ます。

先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 118,145 m²を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。4組織の農地所有適格法人へそれぞれ 2,102 m²、25,064 m²、45,063 m²、10,054 m²、その内整理番号 240-12 の 1,092 m²は平成 27 年 1 月から機構へ貸付けられており、新規就農者が耕作されていましたが、1 月末で離農されたため、耕作希望をされた地域の法人へ配分変更をするものです。また、4名の農業者へそれぞれ 3,345 m²、2,414 m²、1,734 m²、32,189 m²を配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、申請どおり決定します。続きまして整理番号 242-14 についてですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長） それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 この農地は、平成 25 年 7 月から新規就農者が耕作されていた農地ですが、先ほどもありましたが、1 月末で離農されましたので、今回中間管理事業を利用して貸し出されたものです。地域の農業者が耕作希望をされたので配分するものです。

この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。関係委員は入室してください。

（関係委員入室）

議長（会長） 以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業振興地域整備計画の変更について

八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号 3-1 について説明します。

申請地 水口地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 808㎡の内 488.1㎡

目的は、住宅建築です。

理由としては、既存の住宅は老朽化し手狭になっているので、息子世帯の住居を、介護が必要になる可能性など将来のことも見据えて自宅近くに建築したいとのことです。

場所は、30 ページから 32 ページに図面を付けています。

この農地は農振農用地除外後には、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地になりますが、既存集落に居住する者の日常生活に必要な建物で集落に接続して設置されるものということで転用許可要件に当てはまると考えますので、除外後は転用可能な農地と考えます。

議長（会長） この案件は、10番 谷尾委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員

3月7日に申請人と息子さん、代理人、山本推進委員と現地確認、事前調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりですが、将来に向けて息子世帯の住宅を建築したいとのことです。申請地は道を挟んで集落と隣接しています。水路については盛土後、側溝を設置するとのことです。農業用水路を分断する等、隣接農地の営農に支障をきたすことはないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>以上で、議案第4号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号平成30年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最初に、議案書の差替えをお願いします。34ページに意見を求めるとありますが、設置要綱には農業委員会総会にて決定するとありますので、決定するに変更しております。</p> <p>また、農作業標準賃金表につきましても、3月2日に開催された検討会で一般労務賃が変更になりましたので差し替えをお願いします。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>農作業標準賃金検討会には、農業委員会を代表して会長職務代理2名に参加していただきましたが、次回からは農業委員会で誰が出席するのか決定していただき、代表として出席していただくべきであると考えています。</p> <p>3月2日に農業委員会、各農協支店長、果実部、八頭町産業観光課長、各地域から2名程度の農家代表の方、合計15名で検討会を開催しました。</p> <p>変更点としましては、一般労務の6,000円から7,000円を鳥取県標準賃金が23円上がったということで、その分の値上げを行いました。</p> <p>検討会では、代かき以降については、実施価格を調査し照らし合わせて納得できる金額を来年度協議することになりました。</p> <p>果樹については19日に果樹部会総会で決定されるので、その金額をこちらに反映する予定です。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、意見質問はありませんか。
山寄委員	説明がありましたが、気になるのはコンバインの欄の摘要です。倒伏、湿田の場合は双方協議し、最大60%増とするとありますが、最大60%の根拠は何なのか教えていただきたいです。

事務局	以前から農協の単価を使用しています。農協の基準を使用しているので60%の協議はしていません。
山寄委員	<p>双方協議とありますが、60%は低いのではないのでしょうか。稲刈りをされた方は分かると思いますが、2倍3倍の時間が必要ですし、また機械の故障原因になる場合もあります。</p> <p>双方協議とあるので上げてもいいのではないのでしょうか。担い手は儲からないという考えになり放置されるのではという懸念があります。</p>
山本推進委員	<p>今の意見についてですが、水口ライスセンターがありますが、ここは乾燥する日が決まっています。変更する場合は1ヶ月後になる場合があります。あまり高く設定すると、稲が悪くてもいいから天気の良い日に刈ってということになり、品質が悪くなることもあるのではないのでしょうか。今までの農協の60%くらいでいいのではないかと思います。</p>
河村委員	<p>これは、報告を受けるといいますか意見を述べるということですよ。ということが前提ですよ。農業委員会でこのような意見が出されたら説明する場もないのですから。</p>
議長（会長）	<p>そうですね。これは標準的な部分、標準的な稲作がされて刈れる状況という意味合いがあります。状態が悪く機械で刈れる状況なのか判断に困る、という場合もあります。刈られる方が非常に抵抗のあるほ場もあります。そういう場合は特別な判断をされないといけないと思います。あくまでも標準的なほ場を見た場合のことになるかと思っています。</p>
河村委員	<p>すみません。話の途中ですが、農業委員会としてこれを出すということは、農業委員会の責任をもって出す文書になります。農家の方から標準賃金どうなのかと聞かれることもあるかもしれません。それでしたら、経過、中身を全員が承知しなければならないと思います。</p>
議長（会長）	<p>そうです。山寄委員は最大60%ということが気にかかっておられるようですが、色々なケースがありますので、目安としての賃金ということになるのではないのでしょうか。</p>
事務局	賃金表の耕起から畦草刈りの賃金に関しては、検討会では決定を

変更する基礎資料が足りないということで、来年に先送りされました。農協もコンバイン1kg当り4円32銭は袋でしていた時代のこと、現在は袋に詰めないので、現状に併せて見直しをしないといけないと話されました。

今年度はこの数字を使い、来年度はしっかり根拠づくりをしていきたいと考えます。これは農業委員会が決定する標準賃金ですのであくまでも双方話し合いで決められるものです。

八頭町農作業標準賃金検討委員会設置要綱の第5条にも検討委員会の意見を尊重し農業委員会総会において決定するとありますので、検討委員会の意見を尊重していただければと思います。

議長（会長） そうしますと、皆さんで意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 提案どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、案通り決定といたします。

以上で日程第7 議案第5号 平成30年度農作業標準賃金表についての審議を終了いたします。

続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局

●農地利用最適化推進委員の募集について

●平成30年度の視察研修について

●人・農地プラン検討会委員選任について

●平成30年度農業委員会予算について

●2月審議の転用案件について

転用申請5条1件は2月20日付けで許可

●次回農業委員会は4月10日（火）13時30分から船岡地区公民館 大集会室です。

以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。

終了 (14 時 45 分)